

第 13 号 (第 3 条関係)

公文書不存在等通知書

庄教生学第 9 号
平成 19 年 5 月 16 日

高暮インターメディア研究会
梶川 泰司 様

(実施機関)

庄原市教育委員会 印

平成 19 年 5 月 7 日付けで請求のありました公文書の公開については、保有等をしていないため、開示できません。

請求の内容	庄原市教育委員会が梶川泰司宛に送付した平成 19 年 5 月 2 日付文書に記載の e-しょうばらネットのサービス休止処理を請け負う工事業者が発行した工事見積書および工事設計仕様書
保有等をしていない理由	<input checked="" type="checkbox"/> 作成し、又は取得していないため <input type="checkbox"/> 保存年限満了による廃棄のため <input type="checkbox"/> 公文書に該当しないため (条例第 2 条第 1 項第 2 号ただし書) <input type="checkbox"/> 他の制度による手続が定められており、条例の適用がないため (条例第 18 条)
付記事項	市で直接対応
事務担当課	教育委員会 生涯学習課 電話番号 0824-73-1187

注 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第 6 条の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。